

参考資料 1

秋田県縄文遺跡群保存活用連絡会議の 設置に関する要綱

参考資料 1

〈趣旨〉

第1条 この要綱は、世界文化遺産、大湯環状列石と伊勢堂岱遺跡の保存と活用を円滑に進めるため、関係者間の連携を強化し、課題や役割等の共有を図ることを目的とする、秋田県縄文遺跡群保存活用連絡会議（以下「連絡会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

〈所掌事項〉

第2条 連絡会議は、次の事項をつかさどる。

- （1）県内構成資産の保存に関する事項
- （2）県内構成資産の活用に関する事項
- （3）その他必要と認められる事項

〈組織〉

第3条 連絡会議は、別表1に掲げる委員で構成する。

〈役員〉

第4条 連絡会議に次の役員を置く。

- （1）議長
 - （2）管理委員
- 2 議長は、秋田県教育庁教育次長（管理）が務める。
 - 3 議長に事故があるとき、または運営上の必要が認められるときは、あらかじめ議長が指名する者がその職務を行う。
 - 4 管理委員は、次の職にある者が務め、議長を補佐する。
 - （1）秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室長
 - （2）鹿角市教育委員会大湯ストーンサークル館長
 - （3）北秋田市観光文化スポーツ部文化スポーツ課長

〈協力者〉

第5条 連絡会議に協力者を置く。

- 2 協力者は、別表2のとおりとする。
- 3 協力者は、連絡会議に、構成資産の保存に必要な情報の提供及び保全のための協力を行う。

〈会議〉

第6条 連絡会議は、議長が必要に応じ関係する委員を招集し、主宰する。

- 2 議長は、必要に応じ、協力者及び関係者に連絡会議への出席を求めることができる。
- 3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

〈事務局〉

第7条 連絡会議の事務は、秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室において処理する。

〈その他〉

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月8日から施行する。

令和3年10月25日修正

令和4年 4月 1日修正

令和5年 7月 1日修正

令和6年 4月 1日修正

〔別表 1〕 秋田県縄文遺跡群保存活用連絡会議 委員

秋田県	観光文化スポーツ部	誘客推進課長
		交通政策課長
	生活環境部	環境管理課長
	農林水産部	農林政策課長
		森林環境保全課長
	建設部	都市計画課長
		道路課長
		河川砂防課長
	鹿角地域振興局	総務企画部長
		農林部長
		建設部長
	北秋田地域振興局	総務企画部長
		農林部長
		建設部長
	教育庁	文化財保護室長
鹿角市	総務部	政策企画課長
	市民部	生活環境課長
	産業部	農業振興課長
		農地林務課長
		産業活力課長
	建設部	都市整備課長
	農業委員会	事務局長
	教育委員会	生涯学習課長
		大湯ストーンサークル館長
北秋田市	総務部	総合政策課長
	観光文化スポーツ部	観光課長
		文化スポーツ課長
		伊勢堂岱縄文館長
	産業部	農林課長
	建設部	建設課長
	農業委員会	事務局長
	教育委員会	生涯学習課長

〔別表 2〕 秋田県縄文遺跡群保存活用連絡会議 協力者

鹿角市	株式会社かづの観光物産公社（かづの DMO）
	秋北バス株式会社
	株式会社十和田タクシー
	一本木自治会
	大湯 S C の会
北秋田市	秋田内陸縦貫鉄道株式会社
	大館能代空港ターミナルビル株式会社
	北秋田地域素材活用推進協議会
	北秋田市観光物産協会
	一般社団法人秋田犬ツーリズム
	小ヶ田自治会
	伊勢堂岱遺跡ワーキンググループ